

質問第四三号

平成二十三年六月三日付け国家公務員の給与に関する内閣総理大臣の談話に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十三年十二月一日

西田昌司

参議院議長 平田健二殿

平成二十三年六月三日付け国家公務員の給与に関する内閣総理大臣の談話に関する質問主意書

平成二十三年六月三日付け国家公務員の給与に関する内閣総理大臣の談話に関して、以下質問する。

一 同談話によると、職員団体と真摯に話し合いを行った上で給与減額支給措置を閣議決定したとあるが、具体的に、いつ、どこで、誰が誰と話し合いをしたのか明らかにされたい。

二 この話し合いを持った法的根拠を示されたい。

三 この話し合いでどのような合意がなされたのか示されたい。

四 同談話において、今回の給与減額支給措置は、現在の人事院勧告制度の下では極めて異例の措置としているが、異例ではなく、違法と考えるが、政府の見解を示されたい。また、違法でないとする場合、その根拠を示されたい。

五 給与減額支給措置の目的は歳出削減が不可欠なためとしているが、何故、自律的労使関係制度を措置するための法案を、当該給与減額支給措置のための法案と同時に閣議決定したのか。両者の関係について、政府の見解を示されたい。

右質問する。

